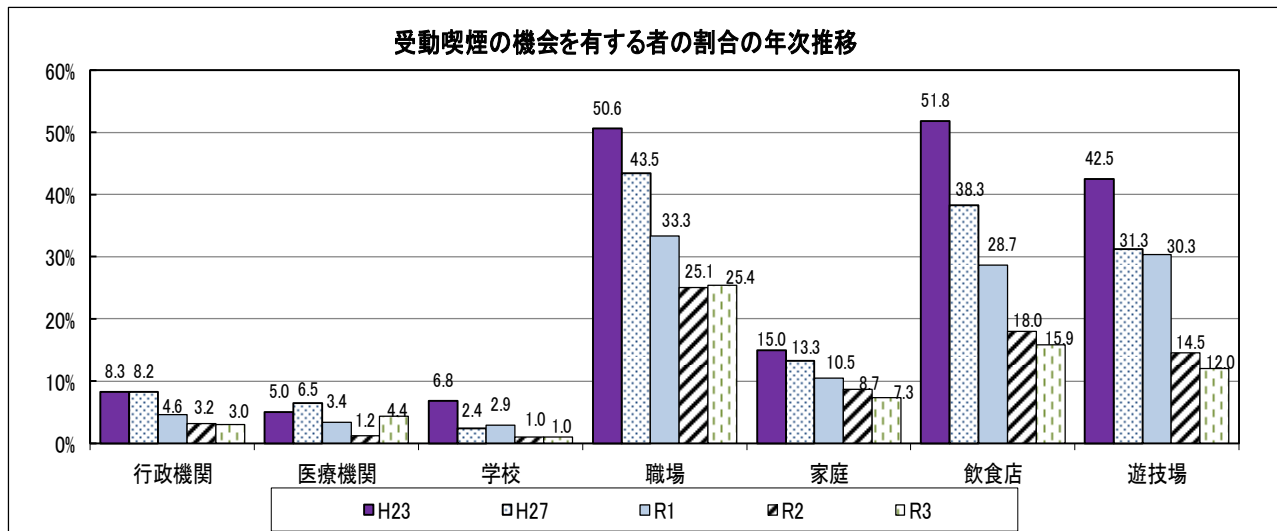


# 受動喫煙防止対策に関する現状と取組

## 1 現状

- ・受動喫煙の機会を有する者の割合は減少傾向だが、職場を中心に受動喫煙が生じている。
- ・県が行った R2 受動喫煙防止対策実施状況調査では、業種によって対策に遅れがみられる。

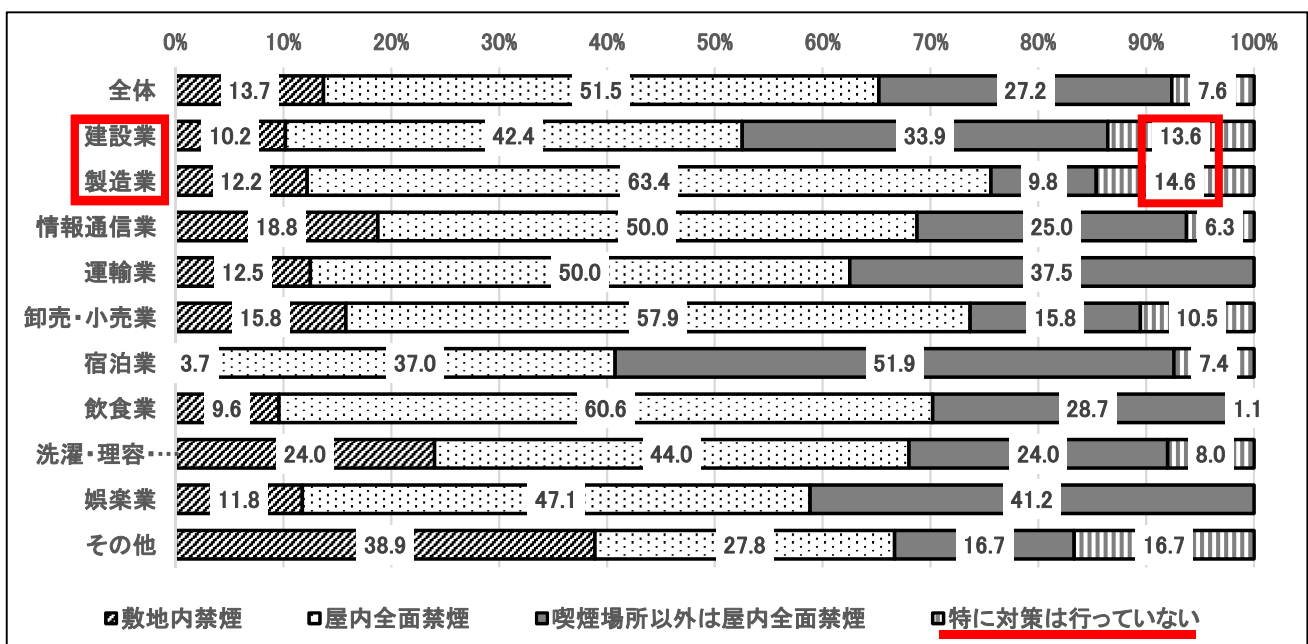
### (1) 受動喫煙の機会を有する者の割合



	行政機関	医療機関	学校	職場	家庭	飲食店	遊技場
H23	8.3	5.0	6.8	50.6	15.0	51.8	42.5
H27	8.2	6.5	2.4	43.5	13.3	38.3	31.3
R1	4.6	3.4	2.9	33.3	10.5	28.7	30.3
R2	3.2	1.2	1.0	25.1	8.7	18.0	14.5
R3	3.0	4.4	1.0	25.4	7.3	15.9	12.0

(出典：県民健康・栄養実態調査)

### (2) 事業所における受動喫煙の対策状況



(出典：R2 受動喫煙防止対策実施状況調査)

## 2 県の取組

### (1) 受動喫煙対策事業

#### ① 事業内容

- ・特に対策が遅れている製造業及び建設業の企業事例を集めた事例集を作成、配布 (R3)
- ・R4年度では卸売・小売業など、さらにその他の業種の事例を追加した事例集を作成、配布し企業間での横展開を図ることで取組促進を行う。

#### ② 掲載内容

- ・制度、支援内容  
施設におけるルールやたばこの健康影響、加熱式たばこの情報、支援制度の案内 等
- ・個別事業所事例  
業種、対策の内容、進め方のポイント (成功・失敗事例)、事業所へのアドバイス 等

### R3 受動喫煙事例集取組事例 (製造業) ▶

#### 【取組の経緯】

- ・従業員の喫煙率が全国平均より高く、喫煙に対する意識も低かったため取組を開始

#### 【対策の内容】

- ・禁煙補助等の制度の充実  
(禁煙外来治療費、禁煙補助剤購入費補助)
- ・自力禁煙者へのインセンティブ付与等  
(禁煙成功者への商品券付与)
- ・喫煙者を対象とした禁煙講習会の実施
- ・段階的な取組実施  
屋内禁煙→就業時間内禁煙  
→事業所敷地内禁煙 (R4.4~)

#### 【進め方のポイント】

- ・グループ全体で対策しているため、トップや上司の理解・協力が得られやすかった  
→トップダウンの仕組みが必要であり、トップや上司の理解や協力が大切

**喫煙者が禁煙に取り組みやすい制度、環境を整備** 屋内禁煙 就業時間内禁煙

**取組事例④ 業種：製造業** ※ R4年度～敷地内禁煙

主に車関係のECU(コントロールユニット)、ステアリング部品を製造しています。

**KYB トロンドール株式会社**

所在地：長岡市浦 3909 番地  
従業員数：86名 (うち男性69名、女性17名)  
喫煙率：20.2%  
<http://www.trondule.co.jp/>

**▶ 取組の経緯**  
受動喫煙防止対策が求められている中、従業員の喫煙率が全国平均より高く、また喫煙に対する意識も低かったため、健康被害の理解を深めるため禁煙サポートや受動喫煙防止対策に取り組むこととしました。

**▶ 対策の内容**

- 喫煙者に対する禁煙補助等の制度の充実  
禁煙をサポートするため下記の制度を導入しています。
  - ・禁煙外来治療費
  - ・禁煙補助剤購入費の一部補助 (KYB 健保組合)
  - ・自力禁煙者へのインセンティブ付与等のサポート事業の実施 (禁煙成功者へ商品券付与)
  - ・喫煙者を対象とした禁煙講習会の実施 (R2年度実施)
- 屋内禁煙→就業時間内禁煙→事業所敷地内禁煙 (R4年4月~)  
R4年4月からの事業所敷地内全面禁煙に向け、屋内禁煙所の廃止 (R2.4~)、就業時間内禁煙 (R3.1~)、新型コロナウイルス対策も兼ねた屋外喫煙所閉鎖 (R3.8~) など段階的な取組を実施しています。

**▶ 進め方のポイント**  
喫煙者が取り組みやすい制度、環境を整備  
自力禁煙者へのサポート事業により、R2年では3名が禁煙に成功しています。またR3年からの喫煙所閉鎖により、2名が会社内での禁煙を開始しました。  
KYBグループ全体で受動喫煙対策を行っているため、トップや上司の理解や協力の面で、ルール変更がしやすかったように思います。

**▶ 今後について**  
現在は就業時間内禁煙ですが、受動喫煙防止対策を進めるため、R4年4月から事業所敷地内完全禁煙に取り組む予定としています。

**▶ これから取り組む事業所へのアドバイス**  
トップダウンの仕組みが必要であり、トップや上司の理解と協力があると取り組みやすいです。  
また、従業員、特に喫煙者に喫煙による健康被害などを理解してもらい、対策を進めることが大切だと感じました。

▲禁煙講習会を開催

▲従業員向けに喫煙ルールを周知

### ○R3 事例集に関する企業からの主な意見

- ・各事業所の進め方のポイントが明示されており、非常に参考になった。
- ・他社の取組を当社に照らし合わせ、真似できることは、やっていきたい。
- ・もう少し様々な内容、会社の取組状況も知りたいと思った。

## (2) 世界禁煙デー、禁煙週間に併せた記者会見の実施

- 「世界禁煙デー」(5/31)、「禁煙週間」(5/31～6/6)に併せ福祉保健部長が記者会見し、加熱式たばこの健康影響や受動喫煙防止対策調査の結果などを報告した上で、改めて禁煙の重要性を県民に周知。

### 加熱式たばこの健康影響

**加熱式たばことは**

- たばこ葉やその加工品を電氣的に加熱し、発生させたニコチンを吸入するたばこ製品
- 喫煙者本人及び周囲への健康影響や臭いなどが紙巻たばこより少ないという期待から **若年者を中心に使い始める人が多い**

**習慣的に喫煙している者のたばこ製品の組合せの割合(R2)**

年齢層	紙巻たばこのみ	加熱式たばこのみ	紙巻たばこ及び加熱式たばこ	その他
総数	68.6	22.6	8.5	2.6
20-29歳	44.4	44.4	11.1	0.0
30-39歳	50.0	35.7	14.3	0.0
40-49歳	54.5	36.4	9.1	0.0
50-59歳	75.0	17.6	7.4	0.0
60-69歳	82.4	7.8	9.8	0.0
70歳以上	94.7	0.0	0.0	2.6

出典 「県民健康・栄養実態調査」

**加熱式たばこの健康影響**

- 販売されてからの年月がそれほどたたないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの喫煙及び受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難
- しかし、**加熱式たばこの主流煙には有害物質が含まれていることは明らか健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できない**と考えられている

出典 国立がん研究センターがん情報サービス、厚生労働省 e-ヘルスネット 17

### 調査結果 〈第二種施設①〉

**【問】健康増進法改正により、2020(令和2)年4月から複数人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となったことをご存知ですか**

業種	知っている	知らない	無回答
全体	88.8	10.9	0.3
建設業	83.1	16.9	0.0
製造業	78.0	19.5	2.4
情報通信業	87.5	12.5	0.0
運輸業	100.0	0.0	0.0
卸売・小売業	84.2	15.8	0.0
宿泊業	96.3	3.7	0.0
飲食業	97.9	2.1	0.0
洗濯・理容...	80.0	20.0	0.0
娯楽業	94.1	5.9	0.0
その他	83.3	16.7	0.0

**【問】受動喫煙対策のルールは守られていますか**

業種	守られている	あまり守られていない	全く守られていない	無回答
全体	90.4	8.6	0.8	0.3
建設業	79.7	18.6	1.7	0.0
製造業	82.9	14.6	2.4	0.0
情報通信業	100.0	0.0	0.0	0.0
運輸業	87.5	12.5	0.0	0.0
卸売・小売業	93.0	5.3	1.8	0.0
宿泊業	81.5	18.5	0.0	0.0
飲食業	95.7	4.3	0.0	0.0
洗濯・理容・美容・浴場業	100.0	0.0	0.0	0.0
娯楽業	100.0	0.0	0.0	0.0
その他	83.3	11.1	5.6	0.0

➤ 原則屋内禁煙になったことを「知っている」と回答した事業所は、全体の88.8%

➤ 受動喫煙対策のルールは「守られている」の回答が9割を占めている

9

- 当日は事例集の掲載企業でもある KYB トロンデュール(株)の貴島代表取締役社長も同席の上、同社の事業所敷地内禁煙や禁煙者への奨励金制度等も紹介いただいた。なお、同社の取組は、県が今年度開催した健康経営推進セミナーでも紹介している。(取組紹介動画 URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/220521.html>)



### (3) その他啓発

#### ① 改正健康増進法の周知

改正健康増進法の内容を周知するため、事業所向けのリーフレットを作成し配布  
 〈これまでの主な配布先〉

- ・(公社)新潟県食品衛生協会      ・商工会      ・にいがた健康経営推進企業
- ・新潟県地区食品衛生協会      ・商工会議所      ほか

#### ② 喫煙者マナー啓発

受動喫煙防止のため、喫煙者のマナーに着目したポスター「私、煙慮します」の配布  
 〈これまでの主な配布先〉

- ・飲食店      ・コンビニエンスストア      ・県庁舎      ・企業

### (4) 地域機関による取組

#### ① 地域機関による指導・相談業務 (R1～R4)

項目\年度	R元 ※	R2	R3	R4 ※
喫煙可能室届出件数 (新規)	213	881	13	4
相談・通報件数	398	353	138	49
立入検査	0	10	13	5

※ 対象期間 令和元年度：R2.2.21～R2.3.31、令和4年度：R4.4.1～R4.9.30

#### ② 地域機関が実施した立入検査の事例

実施保健所	立入日	通報内容	指導内容
新発田	R4.5.11	遊技場について、通路・カウンター以外のほぼ全エリアが加熱式たばこエリアとなっており、エリアの仕切りは透明なシートのみ。	R3に喫煙室の技術的基準適合、標識等について指導し、R4.5.11改善状況を確認したところ、出入口の風速の確保等、更に改善が必要な箇所あり。R4.6.28に再度指導を実施。
新発田	R4.6.28		
新発田	R4.7.5	勤め先の社長・社員及び一部の来客者が事務所で紙巻きたばこを吸っている。R3に保健所から事務所内禁煙にするよう指導してもらったが、改善されていない。	健康増進法の趣旨、法律違反による罰則の説明を行い、事務所内は禁煙にするよう指導。
新発田	R4.8.23	飲食店を子連れで利用した際、各個室で喫煙可能な状況。20歳未満の高校生のアルバイトもいた。	小規模飲食店で条件を満たせば、届出を提出することで喫煙可能室を設けることが可能であるが、20歳未満の立入ができないことを説明。
長岡	R4.7.25	麻雀店内において、利用者が加熱式たばこを喫煙しており、施設の管理権原者もそれを容認している。	屋内禁煙とし、紙たばこ及び加熱式たばこを喫煙させないこと。また管理権原者として、屋内で喫煙をする(又は喫煙をしようとする)人へは、喫煙の中止又はその場から退出を求めるよう努めることを指導した。

③ 地域機関が実施した立入検査後の文書指導の事例

R2：1件

R3：事例なし

R4：1件

〔 R4 文書指導の事例 〕

違反内容	喫煙禁止場所における喫煙、喫煙器具、設備等の設置 令和4年5月から複数回指導をしたが、虚偽の報告をするなど改善が見られなかった。
保健所の対応	下記について、管理権原者へ指導・助言文書を手交 (1) 屋内禁煙とし、紙たばこ及び加熱式たばこを喫煙させないこと。 (2) 管理権原者として、屋内で喫煙をする(喫煙しようとする)人へは、喫煙の中止又はその場から退出を求めるよう努めること。 →その後、改善されたことから、命令等さらなる対応は必要なし

④ 地域機関における研修会、情報提供等の実施 (実施予定含む)

実施事業所等	実施保健所	実施日等	参加者数等	実施内容
局庁舎情報コーナー、市村広報誌	村上	R4.5~6月	—	ポスター掲示・リーフレット設置
中条グランドホテル(胎内市)	新発田	R4.11.18	事業所の労務管理者50名程度	健康づくりに関する講演の中でたばこの健康被害等について説明。(県作成事業所事例集を配付)
新潟市秋葉区文化会館	新津	R4.7.13	新津労働基準協会主催職長会議参加者16名	改正健康増進法に関するリーフレットを配付し、概要説明と職場の受動喫煙対策の状況確認のお願い
—	新津	R4.7~8月	新津地区食品衛生協会・約370施設	厚生労働省作成の改正健康増進法に関するチラシ配布
燕三条地場産業センター	三条	R4.6.14	三条労働基準監督署が所管する管内事業所の労務管理担当者50人	健康づくりに関する保健所からの情報提供(講話)、県作成の改正健康増進法に関するリーフレット配付

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
三条商工会議所	三条	R4.6.20	三条商工会議所主催（三条金物卸商協同組合員対象）健康診査受診者69人	受動喫煙防止に関する普及啓発（ポスターや教材などの展示）及び禁煙に関するアンケート
かも健康ウォーク2022（スタート・ゴール地点：加茂市役所駐車場）	三条	R4.10.2	334人	受動喫煙防止に関する普及啓発（ポスターや教材などの展示）及び禁煙に関するアンケート
—	南魚沼	R4.6～7月	管内の全飲食店・宿泊施設の調理業務従事者（2,031人）	喫煙の有無、たばこの種類（紙巻き、葉巻、加熱式、水、電子）、1か月あたりの購入金額を調査した。
地域広報誌「VITA」に掲載	南魚沼	R4.9～12月	20,000部	南魚沼市、湯沢町の駅、観光案内、飲食店、服飾雑貨店、イベントホール、官公庁等で広く配布される観光フリーペーパー「VITA」9月号に、別紙広告を掲載した。
南魚沼地域振興局	十日町	R5.3.1	①南魚沼食品衛生協会会長、理事、事務局長、事務局員 ②管内市町保健事業、国保担当者	6～7月に実施した調査の結果報告と意見交換を行う。
未定	十日町	未定	希望事業所	健康づくり工夫セミナー（たばこ対策に関することの講話）
東電不動産	柏崎	R4.9.20	事業所従業員18名（申込者24名）※申込者にも資料配付	事業所従業員向けに「タバコと歯周病の関係について」出前講座を実施

実施事業所等	実施保健所	日時等	参加者数等	実施内容
柏崎地域振興局	柏崎	R4.10.19	出席者 17 名 (商工会議所 や労働基準協 会、産業保健総 合支援センタ ー等)	柏崎地域働き盛り世代への健 康づくり支援対策について、 地域・職域連携推進協議会で 協議(柏崎管内市村より、受 動喫煙防止対策に実施状況に ついて関係機関へ情報提供)
地元新聞紙への 記事掲載	上越	R4.5月	—	世界禁煙デー・受動喫煙につ いての周知
当部 HP ほか	上越	令和 4 年 6月、11月	—	HP に禁煙外来一覧を掲載、 管内市にデータ提供、各種出 前講座で配布
産業看護職所在 の管内事業所	上越	R4.6月	15 件	各事業所が取り組んでいる受 動喫煙対策を確認し、取りま とめて共有した。
管内事業所	上越	R4.6月	16 名	たばこの害に関する出前講座
上越市内地域イ ベント、研修会	上越	R4.10月	約 120 部	作成したチラシを配布
糸魚川労働基準 協会だより(会 報)への掲載	糸魚川	R4.5.18	会員約 250 社	世界禁煙デー・受動喫煙によ る健康の害等の情報を掲載 し、啓発した。
事業所へのメー ル配信	糸魚川	R4.5.19	18 事業所	世界禁煙デー・受動喫煙によ る健康の害等の情報をメー ルで提供し啓発した。
株式会社伊藤建 設	糸魚川	R4.10.3	35 名	働き盛り世代の健康づくりを テーマに、受動喫煙の害・禁 煙の効果等を説明し受動喫煙 対策と禁煙を啓発した。「健 康立県にいがた」のチラシを 併せて配付)
能生生涯学習セ ンター ロビー	糸魚川	R4.10.27 ～	ブースへの配 置による(自由 に持ち帰り)	高校生マジやさいレシピコン テスト投票会場における県作 成リーフレットの配置(配布)
—	佐渡	R4.10月	6 事業所	県作成の受動喫煙防止対策に 関する取組事例集を配布